

軽自動車税

令和8年4月1日現在、軽自動車等を所有している方に対して課税されます。
4月2日以降に売買や廃車した場合も1年度分の課税となります。

★三輪及び四輪の軽自動車の税率

初めて車両番号の 指定を受けた 年月			平成27年3月 31 日 以前【旧税率】	平成27年4月1日 以後【標準税率】	平成25年3月 31 日 以前【重課税率】
車種区分					
4輪	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
3輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円

※初めて車両番号の指定を受けた年月は、自動車検査証の「初度検査年月」欄をご確認ください。

★原動機付自転車・二輪車等の税率

車 種 区 分		税 額
原動機付自転車	50cc 以下 または 0.6kW 以下	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下 または 0.6kW 超 0.8kW 以下	2,000 円
	125cc 以下 かつ 4.0kw 以下	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下 または 0.8kW超 1.0kW 以下	2,400 円
	ミニカー(三輪以上の原付)	3,700 円
	特定小型原動機付自転車(電動キックボード等) 最高速度時速 20km/h 以下 かつ 定格出力 0.6kw 以下	2,000 円
軽二輪(125cc 超 250cc 以下)・被けん引車		3,600 円
二輪の小型自動車(250cc 超)		6,000 円
雪上車		3,000 円
小型特殊自動車	農耕用(トラクター・田植機・コンバイン・トレーラ等)	2,000 円
	その他(フォークリフト・ショベルローダー等)	5,900 円

